

給水機設置によるマイボトルの普及促進事業に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

豊中市では、第2次豊中市地球温暖化防止地域計画（チャレンジャー70プラン）において、「一人ひとりが環境にやさしいライフスタイルを実践しよう」を推進する具体的な取組みとして「COOLCHOICE（賢い選択）」運動の実践を掲げており、市民・事業者の皆さんとともに地球温暖化対策を積極的に取組むため、平成31年4月にCOOLCHOICE宣言をしました。

その取組みとして、マイバックやマイボトルを推奨し、ワンウェイプラスチックの削減を掲げております。

近年、地球温暖化や海洋プラスチック等による地球環境を脅かす環境問題は深刻度が進んでおり、環境負荷の低減を図っていく必要があります。

今回、市役所本庁舎を始めとした市有施設に給水スポットの整備を進め、外出時にマイボトルを持参するライフスタイルへの転換を促すことにより、ペットボトルの排出抑制やペットボトルの製造過程・運搬時等に発生する二酸化炭素等の温室効果ガスの削減を目的とし、上記目的を達成するため、民間事業者より企画提案を募集し、本事業を本市と共に推進する事業者を公募するもの。

2. 事業概要

(1) 事業名

給水機設置によるマイボトルの普及促進事業

(2) 実施期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

なお、給水機の賃貸借期間は、令和3年6月1日から令和8年3月31日までの4年10か月を予定。

(3) 事業内容

①市有施設への給水機の設置

- ・市役所本庁舎等の市有施設に水道直結式の給水機を設置し、市民等が気軽に自由に給水できる給水スポットの整備。

②給水スポットの普及促進活動

- ・給水スポットの拡充に向けて、市内の事業者等への普及促進活動に協力する。

③プラスチックごみの削減及びマイボトルの普及促進活動

- ・本市が主催する各種イベント等において、プラスチックごみの削減及びマイボトルの普及促進に関する効果的な広報や啓発活動に協力する。

(4) 提案限度額

- ・3,000,000円（税込）

※上記提案限度額は、本事業実施期間中の総額です。

3. 参加資格

(1) 参加資格要件

参加資格は、提案書等の提出期日において、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。
なお、提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を取り消す。

- ①過去 3 年間に於いて、官公庁（指定管理施設を含む）に給水機の設置した実績を有すること。
- ②地方自治法施行令（昭和 22 年政令政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ③豊中市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ④豊中市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- ⑤暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に掲げる暴力団をいう。以下同じ）、暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年間を経過しない者（「暴力団の構成員等」という。以下同じ）が役員等の立場で運営に関わっている法人又は暴力団の構成員等の統制下にある法人。
- ⑥会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- ⑦平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ⑧平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑨会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法 附則 第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法 第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑩過去 3 か年に法人税、消費税、地方消費税若しくは源泉所得税、又は都道府県税若しくは市町村民税を滞納していないこと（納税又は徴収お猶予されているものを除く。）。

（2）提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①提案限度額を超える提案をしたとき
- ②提案書の内容が、公募型プロポーザル実施要領に示す要件を満たしていない場合
- ③提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- ④提案書の内容が、法令違反等著しく不適當な場合
- ⑤審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑥提案書の提出がない場合
- ⑦プレゼンテーションに参加しなかった場合

4. スケジュール

- | | |
|----------------------|-------------------------------|
| (1) 公募実施要領の公表 | 令和3年4月2日(金) |
| (2) 参加表明書の提出期限 | 令和3年4月9日(金) 17時まで |
| (3) 質問の受付期間 | 令和3年4月2日(金) から4月9日(金) 17時まで |
| (4) 質問に対する回答 | 令和3年4月14日(水) |
| (5) 提案書の提出期間 | 令和3年4月15日(木) から4月21日(水) 17時まで |
| (6) 第1次審査(書類審査) | 令和3年4月23日(金) |
| (7) 第1次審査結果の通知 | 令和3年4月26日(月) |
| (8) 第2次審査(プレゼンテーション) | 令和3年4月28日(水) 時間、場所は後日連絡します。 |
| (9) 第2次審査結果の通知 | 令和3年5月6日(木) |
| (10) 契約の締結 | 令和3年5月中旬ごろ |
| (11) 運用開始 | 令和3年6月1日(火) 予定 |

5. 応募の手続き

- (1) 参加表明書の提出

【提出期限】

令和3年4月9日(金) 17時まで

【提出先及び提出方法】

豊中市 環境部 減量計画課 計画推進係 (〒561-0891 豊中市走井2丁目5番5号)
持参または郵送(配達記録が残る方法で郵送すること。)

【様式】

参加表明書(様式1) ※市ホームページからダウンロードしてください。

※代表者の自署または押印してください。

- (2) 質問の受付及び回答

【受付期間】

令和3年4月2日(金) 9時から4月9日(金) 17時まで

【質問方法】

「質問書」(様式2)を下記の間合せ先に電子メールで送付してください。

【間合せ先】

豊中市 環境部 減量計画課 計画推進係
メール: genryou@city.toyonaka.osaka.jp

【質問の回答】

令和3年4月14日(水) 電子メールにて全参加事業者に回答します。

なお、回答に対する再質問は受け付けません。

(3) 企画提案書の提出

【提出期間】

令和3年4月15日（木）から4月21日（水）17時まで

【提出先及び提出方法】

豊中市 環境部 減量計画課 計画推進係（〒561-0891 豊中市走井2丁目5番5号）
持参または郵送（配達記録が残る方法で郵送すること。）

【提出書類】

①企画提案書の表紙（様式3）

- ・必要事項を記入し、代表者印を押印してください。

②会社概要及び実績（様式4）

- ・会社概要（資本金、売上高、従業員数、組織図、関連会社、会社の基本方針等）
- ・実績については、過去3年における官公庁（指定管理施設を含む）に給水機設置の実績を記入し、リース契約等に係る契約書・協定書等の写しを添付してください。

③給水機の設置等について（様式は問わない）

- ・本要領及び仕様書により市が求める給水機の仕様や設置方法等を具体的に記載。

④給水機の保守について（様式は問わない）

- ・給水機を正常に維持するための保守点検内容及び人員配置など体制
- ・給水機に不具合があった場合の復旧手順や体制等

⑤給水スポットの普及促進活動について（様式は問わない）

- ・給水スポットの拡充に向けた普及促進活動の展開にあたり、効果的な手法や広報等について提案する。

⑥プラスチックごみの削減及びマイボトルの普及促進活動について（様式は問わない）

- ・本市が主催する各種イベント等において、プラスチックごみの削減及びマイボトルの普及促進に関する効果的な広報や啓発活動について提案する。
- ・その他、本事業の推進にあたり、有益な提案があれば記載。

⑦見積書（様式5）

- ・実施期間中の見積書及び内訳書

⑧過去3年間の処分歴（様式6）

- ・入札参加停止又は入札参加停止除外措置を受けた場合は、その内容と期間が分かる書類の写し、契約解除を受けた場合は、契約解除通知の写し、書面による警告を受けた場合は、その書面の写しを添付してください。

【提出部数及び形式等】

- ・提出部数：①～⑧は原本1部、②③④⑤⑥⑧は副本5部

（注）副本には、提案者が判明できるような記載、表現、ロゴの記載、資料の添付等は一切しないでください。（黒塗りにする等により消してください。）

- ・形式：用紙サイズは、A4判（両面印刷可）、左綴じ、ページ数を付してください。（表紙・目次はページ数に含まない。）

企画提案内容は、文章、表の他にイラスト及び写真等の使用も可能とします。文字サイズ、本文の記載方法等は特に指定しません。

※注意事項

- ・提出書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。
- ・企画提案書作成に係る費用は、参加事業者の負担とします。

6. 事業候補者の選定方法

(1) 審査方法

市職員で構成する審査委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき審査を実施し、事業予定者及び次点者を決定します。

提案者が6者以上あった場合は、一次審査として書類審査を実施し、プレゼンテーション審査の対象者として5者を選定します。この場合、一次審査の審査結果を令和3年4月26日(月)に全提案者へメールにて通知します。

なお、提案者が5者以内の場合はプレゼンテーションの案内のみとなります。

(2) プレゼンテーションの実施

- ① プレゼンテーションは令和3年4月28日(水)を予定しています(時間、場所については別途連絡します)。プレゼンテーションでスクリーンは市で用意しますが、プロジェクター等を使用する場合、パソコンその他の使用機器等は提案者が用意するものとし、企画提案書と同一の資料を以て説明してください。
- ② 当日の出席者は3名以内とします。
- ③ 説明は20分以内、審査委員との質疑応答を10分程度の合計30分とし、企画提案書の内容に沿って行う。
- ④ プレゼンテーションにおいて資料の追加配布は認めません。

(3) 審査項目

評価項目	評価内容	評価点
体制・実績	事業実績及び事業実施体制について評価	20
給水機	市が求める仕様書を満たし、それ以上の提案について評価	30
企画力・実効性	提案内容の効果及び実現性について評価	30
価 格	提案金額について評価	20
処分歴等	処分歴等について評価	減点

7. 事業候補者の決定及び審査結通知

- (1) 事業予定者は、令和3年5月上旬頃に決定します。審査結果はすべての提案者に通知文書を送付します。
- (2) 事業予定者としての決定を取り消し
事業予定者が本公募実施要領の定める応募者の参加資格要件に適合しなくなった場合や違反をしている場合。
- (3) 事業予定者の繰り上げ
事業予定者を取り消し処分とした場合、次点者と協議の上、事業予定者とします。

8. 参加の辞退

企画提案書を提出後、審査を辞退する意向のある場合には、速やかに問い合わせ先まで連絡

し、「辞退届」(様式7)を持参、または配達証明付書留郵便により送付してください。

9. 公表

審査結果については、豊中市ホームページにおいて公表します。なお、審査内容や結果に関する異議は認められません。

10. 契約の締結

- (1) 事業予定者は、企画提案内容に基づき、本市と協議の上、賃貸借契約の手続きを行うものとする。なお、事業予定者と契約に至らなかった場合は、次点者と協議し、契約することがある。
- (2) 本実施要領は「地方自治法(昭和22年法律第67号)」第234条の3による長期継続契約になります。従いまして、この契約を締結した日の属する翌会計年度以降において、この契約に係る予算が削除又は減額された場合には、この契約を解除することができるものとします。

11. 情報公開

本実施要領及び事務における透明性を確保するため、豊中市情報公開条例(平成13年条例第28号)第5条に基づく開示請求があった場合は、原則として次に掲げる事項について公開するものとします。

- ① 参加者全員の商号又は名称
- ② 事業予定者の商号又は名称
- ③ 参加資格要件を有すると認められなかった者の商号又は名称及びその理由

12. その他

- (1) 事情により予告なく公募を取り止める場合があります。
- (2) 本実施要領に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、豊中市条例、その他関係法令等の定めるところによります。
- (3) 本提案等に対する参加報酬はありません。また、企画提案書類の作成に要した費用、旅費、その他参加に要した経費については、提案者の負担となります。

13. 問い合わせ先

〒561-0891 豊中市走井2丁目5番5号

豊中市 環境部 減量計画課 計画推進係 担当:(渡邊・内田・永富)

TEL:06-6858-2279 FAX:06-6843-3501

E-mail:genryou@city.toyonaka.osaka.jp